

## 令和5年度 公共ますの設置申請について

### ○市負担(公費)で設置する場合

申請から完成までにかかる時間を考慮し、設置希望日の3か月前(冬季は4か月前)の申請書類の提出をお願いしています。

下記の設置工事のスケジュールを参考に、設置希望日に間に合うように申請してください。

### ○一般的な設置工事のスケジュール

設置工事の工期	申請期限	入札の通知	業者決定 (入札不調が無い場合)
5月末	2月20日まで	3月中旬	3月下旬
6月末	3月20日まで	4月中旬	4月下旬
7月末	4月20日まで	5月中旬	5月下旬
8月末	5月20日まで	6月中旬	6月下旬
9月末	6月20日まで	7月中旬	7月下旬
10月末	7月20日まで	8月中旬	8月下旬
11月末	8月20日まで	9月中旬	9月下旬
12月末	9月20日まで	10月中旬	10月下旬
工期が1月末と2月末の工事は、工事期間が雪のため発注できません。			
3月末	12月20日まで	1月中旬	1月下旬
工期が4月末の工事は、現地調査・設計期間が雪のため発注できません。			

※申請期限が土日祝日の場合は、その前の営業日が申請期限です。

(例) 設置工事の工期が5月末の工事は、5月末までに公共ますを設置する工事です。

### ○上記以外の工事のスケジュールの目安

- ・ 県道に面している土地の工事、規模の大きい工事

上記スケジュールの申請期限より2か月前に申請してください。

- ・ 国道に面している土地の工事

国道との協議の進捗による。(上記スケジュールの申請期限より6か月程度前に申請してください。)

※あくまで目安ですので、道路管理者との占用協議の進捗などの影響により、上記より時間がかかる場合があります。

## ○注意事項

- 早急に公共ますが必要で市の施工では間に合わない場合は、自己負担で設置してください。
- 設置希望日は参考情報として設置工事業者に情報提供しますが、設置工事業者の設置期限は市が発注した設置工事の工期となるため、希望日までの設置を保証するものではありません。
- 公共ますの設置場所は市と申請者で協議のうえ決定します。
- 申請の際は下水道台帳等により前面道路の本管の深さを確認して、希望する公共ますの深さを決めてください。
- 月の月上旬に設置希望の場合は、前月末工期の工事に間に合うように申請することをお勧めします。
- 規模の大きい施工（国道や県道等の幹線道路に接する宅地内に設置する場合など）や深い位置に埋設されている下水道本管に接続する施工の場合については、他機関との協議や設計業務および入札手続に通常よりも時間を要するため3か月間で対応ができないことがあります。
- 入札が不調となり業者が決まらなかった場合は、業者が決定するまで再入札を行うことになるため、申請時の工期から遅くなる可能性があります。
- 市の設置工事請負業者が決まった後に申請を取り下げて、自己負担での設置工事に切替えることはできません。
- いかなる場合であっても、希望日までに公共ますが設置できないこと及び希望した場所に設置することができないこと等により生じる損害について、市は補償することはできません。